令和６年３月２８日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：個人情報の管理に関する監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

日常業務における個人情報の管理、情報漏洩の防止、業務の DX 及びテレワーク推進に伴う個人情報の管理等、個人情報保護に関する法令及び学内規程等に基づく適切な個人情報の管理状況の検証

２．監査対象部局

文学研究科・文学部、教育学研究科・教育学部、医学系研究科・医学部、歯学研究科・歯学部、国際文化研究科、情報科学研究科、流体科学研究所、電気通信研究所、附属図書館、高等研究機構、知の創出センター、東北アジア研究センター、総務企画部法務・コンプライアンス課、教育・学生支援部（学生支援課）

計１４部局

３．監査実施期間

令和５年１２月４日～令和６年１月１２日

４．主な監査手続

（１）保有個人情報の管理体制に関する書類の閲覧及び質問
（２）保有個人情報の管理状況の点検に関する書類の閲覧、質問及び実査
（３）個人情報ファイル簿作成要件の理解状況に関する書類の閲覧及び質問
（４）個人情報に係る教育研修に関する書類の閲覧及び質問
（５）特定個人情報の管理・取扱いに関する書類の閲覧、質問及び実査
（６）個人情報漏洩対策に関する書類の閲覧、質問及び実査
（７）情報セキュリティ対策に関する質問

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

個人情報の取得や利用については、本学の業務を行ううえで必要不可欠であり、メール、郵送等の手段を問わず、学内外との授受も日常的に行われている。令和４年度より施行された改正個人情報保護法では、個人の権利が拡充され、法令違反があったときの

事業者側の罰則が強化されるなど、本学においても個人情報の適切な管理の重要性はますます高まっている。その一方で、個人情報の漏洩や拡散等に関する新聞記事やテレビのニュースを目にする日は少なくなく、本学においても、個人情報の管理に関するインシデントが散見されることから、個人情報の管理体制が適正に構築されているか、ヒアリング、実査など実地監査により確認を行った。

本学においては、個人情報を適切に管理するため、各部局等による個人情報管理の自己点検、個人情報保護の研修を開催する等の対策を図ってきたところであるが、各部局等の個人情報の管理に係る業務に関して確認した結果、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

２．指摘事項

（１）改善事項　なし

（２）注意事項　３件

（内訳）

・「４．主な監査手続」中の（１）、（２）及び（３）関係

決裁について　３件

（注意事項の概要）

保有個人情報の管理体制に関する照会文書等において、決裁を取らずに、または、適切な専決者まで決裁を取らず本部事務機構へ回答を行っていた。

３．その他

部局等独自の取り組み事例として、以下の事例があった。

・事務長が事務部所属全職員を対象に「個人情報保護研修」を開催し、個人情報の適切な管理について意識の向上を図っていた。これは通知文の転送または供閲による情報共有よりも有用性が高い取組である。

（教育学研究科・教育学部）

・個人情報の管理について、事務部所属職員への周知のみならず、教授会、グループウェアで周知をするほか、マニュアルを作成し研究室対象の事務説明会にて説明を行うことで、全構成員へ注意喚起を行っていた。個人情報の管理は教員等にも関わる重要事項であり、周知や注意喚起を事務部所属職員にとどまらず全構成員へ行うことは、個人情報の漏えい事故防止策として有用な取組である。

また、事務部内では事務部長が個人情報に関する座談会を開催し、個人情報の適切な管理について意識の向上を図っていた。これは通知文の転送または供閲による情報共有よりも有用性が高い取組である。

（医学系研究科・医学部）

・個人情報の管理について、事務部所属職員への周知のみならず、教授会にて周知を行っていたほか、事務手続き案内の中にも記載し、グループウェアにて全構成員への周知を行っていた。個人情報の管理は教員等にも関わる重要事項であり、周知や注意喚起を事務部所属職員にとどまらず全構成員へ行うことは、個人情報の漏えい事故防止策として有用な取組である。

（歯学研究科・歯学部）

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ.監査結果の要約　２．指摘事項（２）注意事項については、「改善計画（状況）回答書」の提出は要求しないが、重要性の観点から再発防止に向けた取り組みを要請する。

２．本部事務機構に対する要請（総務企画部法務・コンプライアンス課）

今回監査を実施した中で、複数部局から「令和５年度個人情報・特定個人情報担当者研修」の研修動画を公開してほしいとの意見があった。同じ内容で２回実施されてはいたものの、業務の都合等で２回とも受講できない場合もあるため、HP で公開する等、受講できなかった者も後日いつでも研修動画等を視聴できるようにすることが望ましい。